

# 第1回懇談会におけるご指摘事項等について

# 懇談会における議論の状況

- 「道路法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正を踏まえ、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を設立し、バリアフリー基準を検討

## 道路法等の一部を改正する法律 (R2.5)

### ■ 地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

歩行者利便増進道路を創設し、高齢者、障害者等を含めた全ての歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備

### ■ 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進

特定車両停留施設（バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設）を道路附属物として位置付け



特定車両停留施設(イメージ)



歩行者利便増進道路(イメージ)

## 道路構造基準

### ■ 歩行者利便増進道路の道路構造基準の策定

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (R2.5)

### ■ バリアフリー基準適合義務の対象拡大

旅客特定車両停留施設（バス、タクシーを対象にした特定車両停留施設）をバリアフリー基準適合義務の対象に追加

### ■ 公共交通事業者等におけるソフト対策強化

旅客特定車両停留施設の事業者に対するソフト基準（スロープ板の操作、明るさの確保等）への適合義務を創設



スロープ板の操作(イメージ)



施設の明るさの確保(イメージ)

## 移動等円滑化基準(バリアフリー基準)等

### ■ 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準の策定

### ■ 旅客特定車両停留施設のソフト基準の策定

※特定車両停留施設については、車両が走行する場所の強度等の道路構造基準を別途策定

# 第1回懇談会等におけるご指摘事項

- 第1回懇談会やパブリックコメント等でご指摘頂いた事項について、道路移動等円滑化基準への反映や関連する通達等への反映について検討。
- ご指摘事項のうち、議論が必要な内容については、ガイドライン等の作成と合わせ基本的な考え方等を整理

## 1. 技術基準に関する主なご指摘

- 歩車道境界について標準型(2cmの段差)で段差を設けない場合は、視覚障害者への意見を聞いたうえで実施することが必要
- 規格を満たした視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性や色の考え方等について整理が必要
- エレベーターの台数やサイズは、障害者の意見や利用人数を踏まえた検討が必要
- 歩行者利便増進道路等のベンチ・待合所等の構造について、車椅子使用者やロコモティブシンドロームの方などへの配慮が必要
- バス停等においてUDタクシーの乗降に配慮した構造にすることが必要
- 生活道路における対策(ランブルストリップスの副次的活用等)の有効性等について検討が必要
- 自転車歩行者道等において自転車と歩行者の分離が必要
- 知的障害者等にも配慮した案内サインが必要

# 第1回懇談会等におけるご指摘事項

## 2. 施設の運用やルール等に関する主なご指摘

- 視覚障害者用誘導用ブロックの更新・維持管理や上に物を置かない運用の徹底が必要
- エスカレーター上での歩行すり抜け防止の対策が必要
- 多機能トイレの適正利用の啓発が必要
- 自転車の利用者などへのルール・マナーの啓発などの検討が必要
- 心のバリアフリーの推進が必要
- ユニバーサルデザインを進めることで逆にバリアができないよう注意が必要
- 柵や植樹帯の適切な維持・管理が必要

## 3. 計画・評価や検討体制等に関する主なご指摘

- 特定道路や歩行者利便増進道路を指定するうえでの配慮事項・指定要件の明確化や整備促進が必要
- 施設の計画、設計、施工など各段階で障害者等の当事者参画が重要
- バリアフリー化の事例を紹介する際は、障害者や地元で使用している人の評価を併記することが必要
- ユニバーサルデザイン化の課題等について継続的に議論する検討体制が必要

# 今後の方向性(案)

## 1. 道路移動等円滑化基準に反映する事項

旅客特定車両停留施設に関するもの	歩行者利便増進道路に関するもの	ユニバーサルデザイン全般について
<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの台数やサイズは、障害者の意見や利用者人数を踏まえて設定</li> </ul>	—	—

## 2. 移動等円滑化に関する基本方針や基準の改正点を現場周知する通達等に反映する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>歩車道境界について標準型(2cmの段差)で段差を設けない場合は、事前に視覚障害者等に意見聴取</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>規格を満たした視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、連続性等に配慮</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画、設計、施工などの各段階で障害者等の意見聴取を行う旨を規定</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチ・待合所等の構造は高齢者や障害者等に配慮</li> </ul>	—	
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車を極力分離するよう規定</li> <li>※コロナ禍を受けた沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する措置から歩行者利便増進道路への移行については、別途通達を発出予定</li> </ul>	—

# 今後の方向性(案)

## 3. ガイドライン等の作成に向け基本的な考え方等を整理する事項

### ※ユニバーサルデザイン全般について

- ・ 歩車道境界(2cm段差)の構造等(段差を工夫した構造を紹介する場合は当該構造の現地評価を付記)
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性・色の考え方や既設ブロックの更新・維持管理、放置物を排除するなどの運用
- ・ トイレ・ベンチ・待合所等における車椅子使用者やロコモティブシンドロームの方といった障害者や高齢者等への配慮すべき内容や構造・設置間隔等
- ・ バス停等におけるUDタクシーの乗降に配慮した構造
- ・ 生活道路等におけるランブルストリップスの副次的活用(視覚障害者誘導用ブロックの代替)を行わない等
- ・ 歩道における自転車の通行の分離や自転車利用者等へのルール・マナーの啓発
- ・ 知的障害者等にも配慮した案内サイン
- ・ エスカレーター上での歩行すり抜け防止対策
- ・ 特定道路等の指定要件や評価方法、計画段階からの障害者等の意見聴取・参画の方法
- ・ 特定道路等の整備促進方法(ユニバーサルデザイン化により逆にバリアができないよう配慮)
- ・ 心のバリアフリーの推進方法(障害の社会モデルの理解、具体的なルール・マナー、配慮事項、周知方法等)
- ・ バリアフリー化の事例を紹介する際は、障害者や地元で使用している人の評価を併記
- ・ ユニバーサルデザインの課題等について継続的に議論する体制について検討

## 4. 別途検討を行う事項

- ・ 柵や植樹帯等の適切な維持管理